

公 示

相馬港における外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所を指定する公示（平成 10 年 6 月小揭示第 76 号）を下記のとおり改正し、平成 30 年 12 月 21 日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公示します。

平成 30 年 12 月 21 日

小名浜税関支署長 星 野 司

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
1 号埠頭（2 ～ 6 号岸壁）	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
2 号埠頭（2 ～ 4 号岸壁）	
3 号埠頭（1、4 号岸壁）	
石油資源開発(株)相馬事業所 4－1 バース	
相馬共同火力発電(株)新地発電所 5－1 バース、5－2 バース	

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（S O L A S 条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。